

案

令和6年 月 日

長野市社会福祉審議会
委員長 様

同 老人福祉専門分科会
会長 山岸 明浩

加齢性難聴者の補聴器購入への補助について

加齢性難聴は、コミュニケーション障害の原因となり、社会的孤立やうつを引き起こす要因となり得るほか、認知症発症のリスク要因としても注目されています。例えば、加齢性難聴と認知症の関係については、近年、国内外において研究が行われており、適切に補聴器を使用することで認知症の発生を軽減させうる可能性や保護効果をもたらす可能性が示されています。また、国からは加齢性難聴を早期発見する仕組みを構築することや耳鼻咽喉科医との連携の仕組みを整えることなどの提言がなされています。

全国的には補聴器購入に対する助成制度の創設は広がっており、本年7月現在、中核市では62市中11市、長野県内では19市中4市が実施しています。

長野市においては、国の提言を踏まえ、加齢性難聴者の把握の仕組みや検診・受診勧奨の在り方、補聴器利用・助成の在り方等について一体的に捉えるとともに、補聴器の適正な利用を促進することは、高齢者の社会参画を後押しする一助となるものと考え、関係課による調査・研究と関係団体等との意見交換が実施されています。

このような現状を踏まえ、令和6年7月18日付けで調査・審議の付託があったこのことについて、当分科会において協議・検討をした結果、当分科会の意見を下記のとおり報告します。

記

- 1 加齢性難聴者の補聴器購入への補助については、制度を創設することが適当である。
- 2 補助対象者は、長野市に住民票を有する65歳以上の加齢性難聴者で、聴覚障害に係る身体障害者手帳を交付されていない経済的な配慮を必要とする者とする。
- 3 その他の要件、補助率・補助金額等については、先行自治体の事例等を踏まえて、設定すること。

(付帯意見)

加齢性難聴者の把握の仕組み、検診・受診勧奨や補聴器利用の在り方については、補助制度と一体的に実施できるよう事業スキームを構築されたい。